

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事会、評議員会及び監査並びに会長が認めた会議等に参加した場合に別表のとおり費用を弁償する。

2 役員及び評議員が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

3 旅費の支給については、職員の例による。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 役員及び評議員の費用弁償額

1回 1,000円